

〔事案26-19〕 契約解除取消等請求

・平成26年8月29日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による告知妨害等があったことを理由に、特約解除等の取消しと給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成25年2月に入院して手術を受け、膀胱癌と診断されたので、同年1月に本契約の保障見直しをした際に中途付加した特約にもとづき、入院給付金とがん保険金を請求したが、5月になって、告知義務違反を理由に、中途付加した特約の一部について解除または保障内容を変更された。

しかしながら、以下の理由により、特約の解除または保障内容の変更を取消し、入院給付金、がん保険金を支払ってほしい。

- (1) 保障見直し時に、募集人に対し、疲れから膀胱炎になり告知日の3日前と当日に通院、投薬を受け治っていること、膀胱炎は申立人にとっては風邪のようなものであることを伝えたと、募集人は、それだったら大丈夫と言って告知させず、告知妨害があった。
- (2) また、特約申込後の1～3月に複数回、告知日以前の通院等について募集人に告げており、保険会社は解除の原因を知った時から1か月以内に解除権を行使していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知の際、申立人の主張するやりとりがあった事実はない。
- (2) 当社が解除原因事実を知ったのは平成25年4月であり、それから1か月以内の日に、解除通知が申立人に到達している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 不告知教唆の有無について

- (1) 事情聴取において、申立人は自らの主張に添った供述をしている一方、募集人は、「告知事項を読み上げている際に、申立人より『風邪ぐらひはひく』との回答があったが、『今ではない』とのことであったので、完治した風邪であれば告知は不要であることを伝えた」と供述しており、両者の供述は全く異なり、真偽は明らかではないので、申立人の主張する事実を認めることはできない。
- (2) したがって、募集人の不告知教唆があったとまで認めることはできず、保険会社が告知義務違反を理由に本契約を解除したことは正当といえる。

2. 解除権行使の時期について

- (1) 約款では、保険会社が、「解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1か月が経過したとき」は、告知義務違反による解除はできないと規定されている。ここで、解除の原因となる事実を知った時とは、保険会社の中の解除権を行使できる部門が、解除権

行使のために必要な資料を入手した時と解されている。

- (2) 保険会社は、調査会社により提出された「確認報告書」によって解除の原因を知るに至ったが、上記書類には、担当部門の受付印があり、保険会社の解除権を行使できる部門が、平成 25 年 4 月に上記書類を受領したことが認められるので、解除期限の起算点は、同日となる。そして、保険会社の申立人に対する解除通知は、平成 25 年 5 月に申立人に到達していることから、特約の解除は、その原因を知った時から 1 か月以内に行われているので、申立人の主張は認められない。